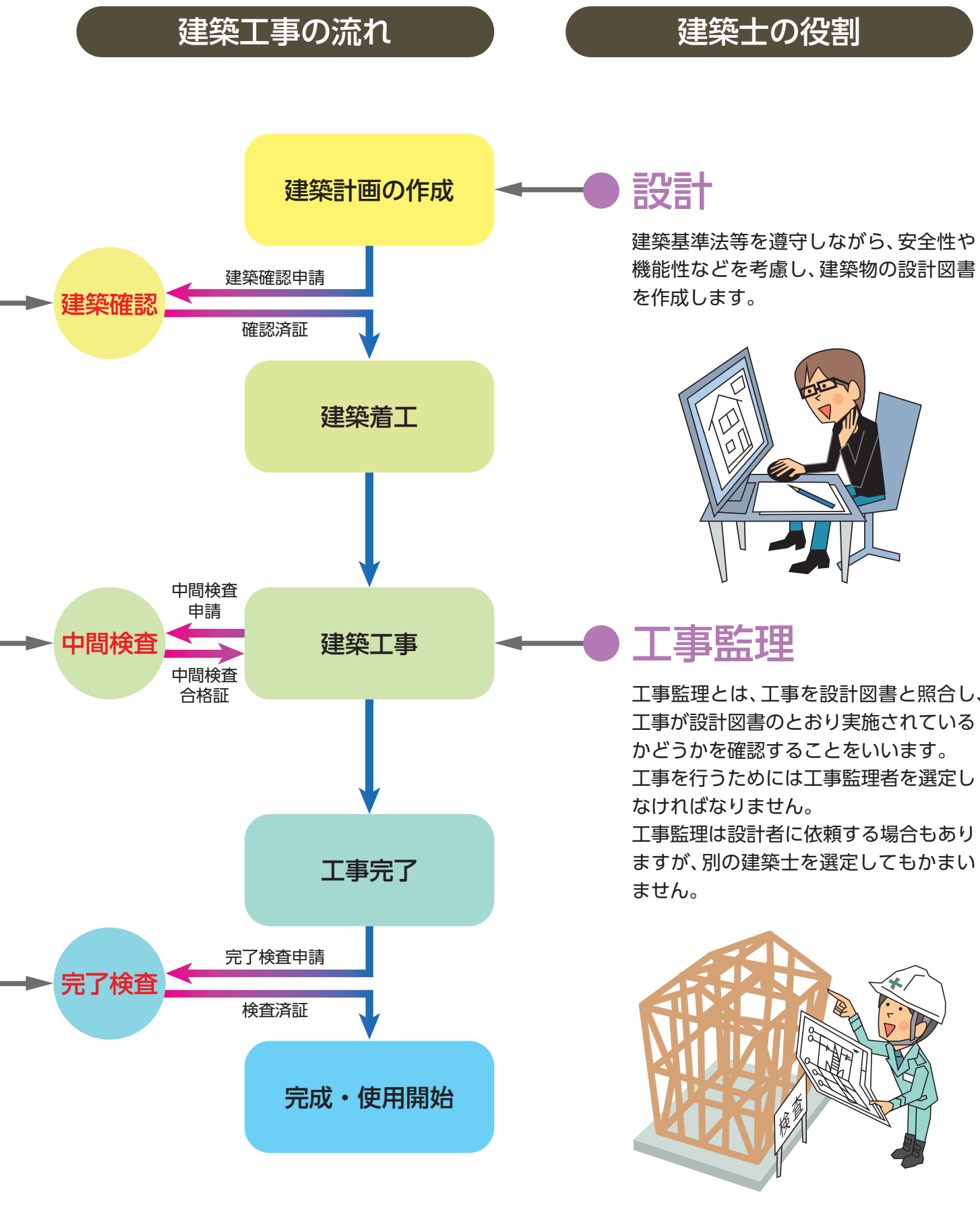


建築基準法・建築士法



●建築物を安全に建てるためのチェックリスト●

設計・工事監理の依頼	
契約前にあらかじめ重要事項説明を受けましたか？	一級建築士・二級建築士・木造建築士
設計は建築物に応じた資格を持つ建築士に依頼しましたか？	一級建築士・二級建築士・木造建築士
工事監理は建築物に応じた資格を持つ建築士に依頼しましたか？	一級建築士・二級建築士・木造建築士
図書の作成・確認申請	
設計図書の内容の説明はありましたか？	
設計の委託を受けた旨の書面を建築士事務所から受け取りましたか？	
建築確認の申請は行いましたか？	
一定の構造計算が必要な建築物について構造計算適合性判定の申請は行いましたか？	
確認済証の交付を受けましたか？	
工事監理	
工事監理の委託を受けた旨の書面を建築士事務所から受け取りましたか？	
工事監理報告書等の提出はありましたか？	
検 査	
中間検査が必要かどうか確かめましたか？	
中間検査の申請は行いましたか？	
中間検査合格証の交付を受けましたか？	
完了検査の申請は行いましたか？	
検査済証の交付を受けましたか？	

◎このチェックリストで行っていないことがありましたら、もう一度確かめて必ず実施してください。

あなたの建築物が完成されました。

あなたには、確認済証・中間検査合格証（特定工程を含む建築物に限る）・検査済証が交付されています。

大事に保管してください。

これらは住宅ローンの融資を受ける場合などや、将来建築物を売買したり、増改築する場合などに大切な書類となります。

お問い合わせ先

相談窓口

あなたの住宅・店舗・事務所等を安全に建てるための

建築基準法
建築士法

(令和8年度版)



日本建築行政会議
国土交通省

建築物を安全に建てるための

建築基準法の役割

●建築基準法

建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や、建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。

建築物を建てる場合には、必ず守らなければなりません。

●建築基準法のチェックは、次の3段階で行われます。

建築確認

建築物の計画が、建築基準法やその他の関係法令の基準に適合しているかを確認します。

中間検査*

安全性に深く関わる工程については、その工程が終わった段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

完了検査

工事が完了した段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

*中間検査は階数が3以上の共同住宅で、床、はりに鉄筋を配置する工事の政令で定められた工程と、都道府県や建築主事等（建築主事または建築副主事）のいる市区町村が指定した建築物の、指定された工程について行われます。

●情報の公開・違反者への罰則など

建築された建物の概要や検査の履歴は台帳に記載され、都道府県や建築主事等*のいる市区町村で閲覧できるようになっています。

また、違反建築物の建築主などへの罰則の規定が設けられています。

*建築物の計画が建築基準関係規定に適合していることを審査する資格者。

